

第132回自賠責保険審議会一諮問

金 監 第 4 9 号

平成25年1月17日

自動車損害賠償責任保険審議会
会 長 落 合 誠 一 殿

金融庁長官 畑 中 龍 太 郎

自動車損害賠償保障法第33条第1項及び第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

記

1. 保険業法第123条第1項の規定に基づき、AIU損害保険株式会社に対し、自動車損害賠償責任保険事業を営むことについて認可すること。
2. 自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出にかかる基準料率を平成25年4月1日から使用することを可能にするため、損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間を短縮すること。
3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意すること。
4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。
5. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。

第132回自賠責保険審議会一答申

平成25年1月17日

金融庁長官 畑中 龍太郎 殿

自動車損害賠償責任保険審議会 会長 落合 誠一

平成25年1月17日付金監第49号をもって諮問を受けた事項に関する意見を下記のとおり答申する。

記

1. 保険業法第123条第1項の規定に基づき、AIU損害保険株式会社に対し、自動車損害賠償責任保険事業を営むことを認可することについては、異議はない。
2. 現行の自動車損害賠償責任保険の基準料率は、平成20年4月の料率変更時に前提とされた、収支均衡期間を5年間とし平成25年度には本来の料率水準に戻すための料率変更を行うこととする枠組みは維持しつつ、損害率の想定以上の悪化を受けて、平成25年に契約者の保険料負担が急激に増加することを緩和する目的から、平成20年時点の見込みと実績との乖離が明らかになった部分について調整を行うため、平成23年4月に引き上げられた料率である。
平成24年度の料率検証結果では、平成24契約年度及び平成25契約年度の損害率は、それぞれ120.4%、120.3%と、平成23年4月の料率変更時に想定していた予定損害率119.4%と大きな乖離は生じておらず、当初の想定どおり、平成25年度には、発生運用益で累計収支の赤字を補てんしきれなくなることが確実となっている。
したがって、基準料率については、届出のあったとおり、別表のように変更することが適当である。届出にかかる基準料率を平成25年4月1日から使用することを可能とするため、損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間を短縮することについては、異議はない。
3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。
5. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

[別 表]

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用	62,450					
	自 家 用	16,420					
営 業 用 乗 用 自 動 車	A	138,760					
	B	109,980					
	C	83,370					
	D	37,610					
自 家 用 乗 用 自 動 車		16,350	27,840	39,120			
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	49,900	94,300			
		最大積載量が2トン以下のもの	34,650	64,100			
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	35,730	66,220			
		最大積載量が2トン以下のもの	24,040	43,090			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用	29,920	54,730				
	自 家 用	17,270	29,680				
小 型 二 輪 自 動 車		9,180	13,640	18,020			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	15,600	26,370	36,920			
	検 査 対 象 外 車	9,510	14,290	18,970	23,560	28,060	
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		8,070	11,440				
緊 急 自 動 車		6,790	8,910	10,990			
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		13,440				
	小 型 二 輪 自 動 車		7,910				
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,910				
		検 査 対 象 外 車	7,900				
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		7,280	9,890			
	教 習 用 自 動 車		7,280	9,890			
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		19,910	34,900		
		小 型 二 輪 自 動 車		10,800	16,850	22,790	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	10,800	16,850			
		検 査 対 象 外 車	10,800	16,850	22,770	28,580	34,270
被けん引自動車(被けん引軽自動車除く)		4,630	4,650				
被 け ん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	4,630	4,650				
	検 査 対 象 外 車	4,670	4,690	4,720	4,740	4,770	
原 動 機 付 自 転 車		7,280	9,870	12,410	14,890	17,330	

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用	19,750					
	自 家 用	16,420					
営 業 用 乗 用 自 動 車	個 人 を 除 く	23,770					
	個 人	23,770					
自 家 用 乗 用 自 動 車		6,740	8,810	10,850			
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	20,190	35,450			
		最大積載量が2トン以下のもの	13,600	22,400			
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	20,190	35,450			
		最大積載量が2トン以下のもの	13,600	22,400			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用	8,100	11,510				
	自 家 用	8,100	11,510				
小 型 二 輪 自 動 車		6,030	7,420	8,780			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	6,230	7,820	9,370			
	検 査 対 象 外 車	5,320	5,990	6,650	7,290	7,920	
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		4,780	4,940				
緊 急 自 動 車		4,820	5,010	5,200			
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		4,890				
	小 型 二 輪 自 動 車		4,890				
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	4,890				
		検 査 対 象 外 車	4,900				
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		4,660	4,700			
	教 習 用 自 動 車		4,660	4,700			
	そ の	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,890	7,130		
		小 型 二 輪 自 動 車		4,720	4,820	4,920	
	他	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	4,720	4,820		
			検 査 対 象 外 車	4,690	4,740	4,790	4,840
被けん引自動車(被けん引軽自動車除く)		4,630	4,650				
被 け ん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	4,630	4,650				
	検 査 対 象 外 車	4,670	4,690	4,720	4,740	4,770	
原 動 機 付 自 転 車		4,790	4,930	5,070	5,210	5,350	

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗合自動車及び けん引旅客自動車	営業用	44,030					
	自家用	16,420					
営業用乗用自動車	個人を除く	77,340					
	個人	37,610					
自家用乗用自動車		8,800	12,890	16,910			
普通貨物自動車 けん引普通貨物自動車 及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が2トンを超えるもの	14,550	24,290			
		最大積載量が2トン以下のもの	14,550	24,290			
	自家用	最大積載量が2トンを超えるもの	14,550	24,290			
		最大積載量が2トン以下のもの	14,550	24,290			
小型貨物自動車及び けん引小型貨物自動車	営業用	9,450	14,190				
	自家用	9,450	14,190				
小型二輪自動車		4,840	5,060	5,270			
軽自動車	検査対象車	8,800	12,890	16,910			
	検査対象外車	4,870	5,100	5,330	5,540	5,760	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		5,610	6,570				
緊急自動車		6,680	8,690	10,670			
商品自動車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,730				
	小型二輪自動車		4,840				
	軽自動車	検査対象車	4,870				
		検査対象外車	4,860				
特殊用途自動車	霊きゅう自動車		6,220	7,790			
	教習用自動車		6,220	7,790			
	その他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		8,980	13,250		
		小型二輪自動車		8,400	12,100	15,730	
	軽自動車	検査対象車	8,400	12,100			
		検査対象外車	8,420	12,120	15,750	19,310	22,800
被けん引自動車(被けん引軽自動車除く)		4,630	4,650				
被けん引軽自動車	検査対象車	4,630	4,650				
	検査対象外車	4,670	4,690	4,720	4,740	4,770	
原動機付自転車		4,790	4,930	5,070	5,210	5,350	

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用	19,750					
	自 家 用	16,420					
営 業 用 乗 用 自 動 車	個 人 を 除 く	23,750					
	個 人	23,750					
自 家 用 乗 用 自 動 車		6,740	8,810	10,850			
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	14,340	23,870			
		最大積載量が2トン以下のもの	13,600	22,400			
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	14,340	23,870			
		最大積載量が2トン以下のもの	13,600	22,400			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用	8,070	11,440				
	自 家 用	8,070	11,440				
小 型 二 輪 自 動 車		4,840	5,060	5,270			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,200	5,770	6,330			
	検 査 対 象 外 車	4,870	5,100	5,330	5,540	5,760	
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		4,780	4,940				
緊 急 自 動 車		4,820	5,010	5,200			
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		4,890				
	小 型 二 輪 自 動 車		4,840				
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	4,840				
		検 査 対 象 外 車	4,830				
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		4,660	4,700			
	教 習 用 自 動 車		4,660	4,700			
	そ の	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,070	5,500		
		小 型 二 輪 自 動 車		4,720	4,820	4,920	
	他	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	4,720	4,820		
			検 査 対 象 外 車	4,690	4,740	4,790	4,840
被けん引自動車(被けん引軽自動車除く)		4,630	4,650				
被 け ん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	4,630	4,650				
	検 査 対 象 外 車	4,670	4,690	4,720	4,740	4,770	
原 動 機 付 自 転 車		4,790	4,930	5,070	5,210	5,350	